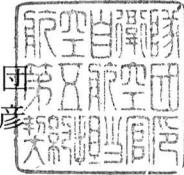


# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 地上計器着陸装置設置に係る電波影響調査
  - (2) 履行場所 航空自衛隊新田原基地
  - (3) 履行期間 契約締結日～令和6年12月31日
  - (4) 契約方法 確定契約
- 2 入札日時 令和6年4月26日 11時00分
- 3 入札方式 一般競争入札
- 4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室
- 5 参加資格
- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
  - (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除
- 8 契約書等作成の必要の有無 有
- 9 説明会 なし
- 10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 その他
- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
  - (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
  - (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
  - (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
  - (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。



# 委任状

令和6年4月26日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)  
住 所  
会 社 名  
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 件名 地上計器着陸装置設置に係る電波影響調査
- 履行場所 航空自衛隊新田原基地

(代理人)  
住 所  
氏 名

**航 空 自 衛 隊 仕 様 書**

仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	地上計器着陸装置設置に係る 電波影響調査 -----	新基 L P S - E 0 0 0 1 1	
		承 認	令和 6 年 4 月 1 2 日
		作 成	令和 6 年 4 月 1 0 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	新田原管制隊		

**1 総則**

**1.1 適用範囲**

この仕様書は、航空自衛隊において、地上計器着陸装置（以下、“ILS”という。）の整備に当たり実施する、地上計器着陸装置設置に係る電波影響調査（以下、“本調査”という。）に適用する。

**1.2 用語及び定義**

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、付表 1 による。

**1.3 引用文書等**

引用文書等は、次による。

a) **引用文書** この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、3)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1) **規格**

N D S C 0 0 0 2 地上用電子機器通則

2) **仕様書**

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

C P S - E 5 8 6 0 8 0 地上計器着陸装置 J / G R N - 7 0 2

3) **法令等**

電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）

航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）

国際民間航空条約第10付属書（ICAO ANNEX 10）

著作権法（昭和45年法律第48号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号 31.1.9]

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

航空支援集団の航空保安無線施設等飛行点検実施規則（平成20年航空支援集団達第5号）

## b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日）

航空保安無線施設等飛行点検実施規則（平成8年航空自衛隊達第12号）

地上計器着陸装置 J/GRN-702 システム設計書

地上計器着陸装置 J/GRN-702 ハードウェア基本設計書

## 2 調査に関する要求

### 2.1 調査の前提

本調査は、飛行場においてILSの新設又は換装に先立ち、飛行場周辺の地形、物件及び障害物等による電波影響等を整理し、ローカライザ装置（以下、“LOC”という。）、グライドパス装置（以下、“GP”という。）及びT-DME装置（以下、“T-DME”という。）の設置に適した場所を調査して調査報告書を作成する。調査の前提は、次による。

- a) 本調査の対象飛行場及び対象滑走路は、調達要領指定書による。
- b) ILSの仕様は、CPS-E586080による。
- c) 設置位置の適否は、次に掲げる事項を確認することにより行うこと。
  - 1) 設置位置が国際民間航空条約付属書第10に適合していること
  - 2) シミュレーションの結果が航空支援集団の航空保安無線施設等飛行点検実施規則に適合していること
- d) 調査に当たり、物件及び障害物の撤去、除去又は移設を検討する場合、これらの可否に関する検討は本調査の対象外とする。

### 2.2 調査実施計画書の作成等

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した調査実施計画書を作成するものとする。
  - 1) 実施予定表
  - 2) 実施体制

3) 調査実施要領（現地調査を含む。）

4) その他

- b) 契約の相手方は、調査実施計画書（案）を作成後、速やかに説明会を実施し、監督官の確認を受けるものとする。説明会実施場所は調達要領指定書によるものとし、説明会終了後、所要の修正を実施した上で、調査実施計画書3部を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。

## 2.3 調査

### 2.3.1 現地調査

契約の相手方は、調査実施計画書に基づき、現地調査を実施するものとする。なお、調査の実施に必要な器材は、契約の相手方が準備するものとする。現地調査の内容は、次による。

- a) LOC、GP及びT-DME設置候補地（以下、“候補地”という。）の現況調査
- b) 候補地周辺の物件、障害物及び地形の調査
- c) 調査報告書等に使用する写真の撮影

### 2.3.2 調査の内容

調査の内容は、次による。

#### 2.3.2.1 ILS設置要件の整理

電波法、航空法及び国際民間航空条約第10付属書（以下、“法令等”という。）並びにILSの設計に基づくLOC、GP及びT-DMEの設置要件を整理し、取りまとめるものとする。

#### 2.3.2.2 LOC空中線の候補地検討

2.3.2.1を踏まえ、LOCの候補地を検討するものとする。細部は、次による。

- a) LOC空中線の候補地を選定し、作図を行うこと。
- b) 2.3.1で得られた成果及び国土地理院による公開情報を使用し、緯度、経度及び地盤高を調査し、取りまとめること。
- c) 制限表面その他法令等による規制を調査し、空中線高を検討すること。
- d) LOCが発射する電波に影響を与える可能性のある物件及び障害物を調査し、取りまとめること。
- e) 周囲の地形及びd)の障害物を考慮し、覆域の検討を行うこと。
- f) d)の物件及び障害物及びe)の地形をモデル化し、電波影響に係るシミュレーションを行い、電波への影響を検討すること。なお、シミュレーションは14素子（1周波方式）、24素子（1周波方式）及び24素子（2周波方式）とする。

方式) の3種類について行うこと。

- g) f)で実施したシミュレーションで許容値を満足しない場合は、設置場所の変更、物件及び障害物の除去、その他必要な改善策を検討すること。

### 2.3.2.3 GP空中線の候補地検討

2.3.2.1を踏まえ、GP空中線の候補地を検討するものとする。細部は、次による。

- a) GP空中線の候補地を選定し、作図を行うこと。
- b) 2.3.1で得られた成果及び国土地理院による公開情報を使用し、緯度、経度及び地盤高を調査し、取りまとめること。
- c) 制限表面その他法令等による規制を調査し、空中線高を検討すること。
- d) GPが発射する電波に影響を与える可能性のある物件及び障害物を調査し、取りまとめること。
- e) 周囲の地形及びd)の障害物を考慮し、覆域の検討を行うこと。
- f) d)の物件及び障害物及びe)の地形をモデル化し、電波影響に係るシミュレーションを行い、電波への影響を検討すること。なお、GPは2周波方式とする。
- g) f)で実施したシミュレーションで許容値を満足しない場合は、設置場所の変更、物件及び障害物の除去、その他必要な改善策を検討すること。

### 2.3.2.4 T-DME空中線の候補地検討

2.3.2.1を踏まえ、T-DME空中線の候補地を検討するものとする。細部は、次による。

- a) T-DME空中線の候補地を選定し、作図を行うこと。
- b) 2.3.1で得られた成果及び国土地理院による公開情報を使用し、緯度、経度及び地盤高を調査し、取りまとめること。
- c) 制限表面その他法令等による規制を調査し、空中線高を検討すること。
- d) T-DMEが発射する電波に影響を与える可能性のある物件及び障害物を調査し、取りまとめること。
- e) 周囲の地形及びd)の障害物を考慮し、覆域の検討を行うこと。
- f) 電波干渉の恐れがある施設との離隔距離を確認すること。

### 2.3.2.5 問題点及び懸念事項等の抽出

ILSの設置にあたって問題点及び懸念事項等となる事項を抽出して、取りまとめるものとする。

### 2.3.3 連絡調整会の実施

契約の相手方は、監督官との調整により月1回を基準に連絡調整会を実施し、

調査の方向性について確認するものとする。実施場所は、調達要領指定書による。

#### 2.3.4 調査結果の報告

契約の相手方は、中間報告会及び調査結果報告会を実施するものとする。中間報告会及び調査結果報告会の実施時期及び実施場所は、調達要領指定書による。なお、中間報告会実施までに中間報告資料（案）を作成するものとし、中間報告会実施後、所要の修正を実施した上で、速やかに中間報告資料3部を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。

#### 2.4 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 提出書類及び納入品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。
- b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸付文書について a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

#### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 提出書類

契約の相手方は、監督官の確認を受けた上で表2に示す提出書類を提出するものとする。

品名	地上計器着陸装置設置に係る電波影響調査
----	---------------------

表 2 - 提出書類

名称	数量	単位	媒体	秘等区分	提出時期	提出先
調査実施計画書	3	部	紙	—	契約締結後速やかに	調達要領指定書による。
	1	EA	DVD	—		
中間報告資料	3	部	紙	—	中間報告会実施後速やかに	調達要領指定書による。
	1	EA	DVD	—		

#### 4.2 納入品

契約の相手方は、表 3 を納入するものとする。

表 3 - 納入品

名称	数量	単位	媒体	秘等区分	納入先
調査報告書	3	部	紙	—	調達要領指定書による。
	1	EA	DVD	—	

##### 4.2.1 提出書類等の書式

調査実施計画書及び調査報告書等は、日本産業規格 A 列 4 番を縦に使用し、ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし、これにより難しい場合(図表、画像及び写真)は、他の様式を併用することができる。

##### 4.2.2 提出書類等作成の留意事項

本調査に使用した文献及び参考資料は、調査報告書に記載するものとする。

#### 4.3 貸付文書

契約の相手方は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.2.2 b) に基づき、付表 2 に示す文書及び資料(以下、“文書等”という。)のほか、本調査において官側が必要と認めた文書等について、無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。また、文書等は貸付け又は閲覧時における最新版とし、文書等が更新された場合は、最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることができる。

なお、付表 2 に示す文書等の貸付場所及び返納場所については、官側の指定

する場所とする。また、貸付時期は、官側との調整によるものとし、貸付期間は契約納期までとする。

#### 4.4 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、無償で官側の支援を受けることができる。この場合、速やかに契約担当官等に申請する。

- a) 官側の施設、設備等の使用
- b) 部隊等における意見聴取
- c) その他、官側が必要と認めた事項

#### 4.5 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、調査報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権その他の権利（産業財産権及び営業秘密）（以下、“知的財産権”という。）を侵害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。
- b) この契約において作成した調査報告書が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において作成され、納入物となる調査報告書の著作物において著作権等〔著作権法に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権をいう。〕が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
  - 1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保される。
  - 2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、契約の時点で適用外著作権が確定している部分を除き、官側に譲渡する。
  - 3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除く調査報告書に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。

- 4) 契約の相手方は、調査報告書の納入時に付紙 1 及び付紙 2 をそれぞれ作成し、監督官に 1 部提出する。
- 5) 契約の相手方は、調査報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は、付紙 3 を作成し監督官に 1 部提出する。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を監督官に 1 部に提出する。
- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。
- e) 契約の相手方は、本調査により得られた成果を、官側の許可なく、公表又は第三者へ譲渡してはならない。

#### 4.6 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 契約の相手方が、第三者を従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に定める特約条項によるものとし、所要の届出を実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- c) 基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化処置を実施するものとする。なお、ドライブレコーダー機能の無効化処置の履行状況については、監督官に確認を受けるものとする。

#### 4.7 立入制限場所への立入

契約の相手方が、2.2.4 の現地調査の実施に当たり、部隊等の長が定めた立入禁止区域へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

#### 4.8 仕様書の疑義

この仕様書に対して疑義を生じた場合は、その内容について監督官の範ちゅうに関する事項については監督官と、検査官の範ちゅうに関する事項については検査官と、その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議するものとする。

付表 1 - 用語及び定義

用語	定義
G P	Glide Path : グライドパス装置 航空機に対し電波による垂直方向の進入経路を形成する装置をいう。
L O C	Localizer : ローカライザ装置 航空機に対し電波による水平方向の進入経路を形成する装置をいう。
T - D M E	Terminal DME : T - D M E 装置 航空機に対して、地上基準点からの傾斜距離情報を連続的に与える装置をいう。
シミュレーション	電子計算機又はモデルを用い、電波放射を模擬することをいう。

付表 2 - 貸付文書

番号	文書番号等	名称	数量
1	TEPT (1技2) 第2133号	地上計器着陸装置 J / GRN - 702 システム設計書	1
2	TEPT (1技2) 第2193号	地上計器着陸装置 J / GRN - 702 ハードウェア基本設計書	1
3	平成20年航空支援 集団達第5号	航空支援集団の航空保安無線施設等飛行点 検実施規則	1

調査報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所  
会 社 名  
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名	
数 量 ・ 単 価		( 納 入 場 所 )	
単 価		認 証 番 号 及 び 年 月 日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の上、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものとします。

付紙 1 - 調査報告書に関する著作権譲渡証明書

調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名 ( 納 入 場 所 )	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認 証 番 号 及 び 年 月 日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

付紙2－調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより、乙に留保される著作権の内訳は、次のとおりです。

該 当 範 囲	
該 当 箇 所	
理 由	

付紙3－調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調達要領指定書	発簡番号			
	調達要求番号	新管隊-1		
	調達要求年月日	令和6年4月12日		
	作成部課	新田原管制隊		
	作成年月	令和6年4月10日		
品名	地上計器着陸装置設置に係る電波影響調査			
仕様書番号	新基LPS-E00011			
1 本調査の対象飛行場及び対象滑走路				
1.1 対象飛行場 新田原飛行場（宮崎県児湯郡新富町）				
1.2 対象滑走路 滑走路28				
2 調査実施計画書（案）説明会の実施場所 市ヶ谷基地、府中基地又は新田原基地				
3 連絡調整会の実施場所 市ヶ谷基地、府中基地又は新田原基地				
4 中間報告会及び調査結果報告会の実施場所及び実施時期				
名称	実施場所	実施時期		
中間報告会	市ヶ谷基地、府中基地又は新田原基地	令和6年9月30日までに		
調査結果報告会	市ヶ谷基地、府中基地又は新田原基地	令和6年12月20日までに		
5 提出書類の提出先				
名称	数量	単位	媒体	提出先
調査実施計画書	1	部	紙	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課
	1	EA	DVD	
	1	部	紙	航空自衛隊 航空保安管制群本部
	1	部	紙	航空自衛隊 新田原管制隊
中間報告資料	1	部	紙	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課
	1	EA	DVD	
	1	部	紙	航空自衛隊 航空保安管制群本部
	1	部	紙	航空自衛隊 新田原管制隊
6 納品物の納品先 航空自衛隊 新田原管制隊（新田原基地）				